

議案第 6 2 号

明石市いじめ問題対策審議会条例制定のこと

明石市いじめ問題対策審議会条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市いじめ問題対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、明石市いじめ問題対策審議会（以下「対策審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

(組織)

第3条 対策審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) いじめの防止等について学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 学校教育、心理又は福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、重大事態又は特別の事項の調査審議のため必要があると認めるときは、対策審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る重大事態又は特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長)

第5条 対策審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、対策審議会を代表し、会務を総理し、対策審議会の会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 対策審議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 対策審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

(提案理由)

本案は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、明石市いじめ問題対策審議会を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするものである。